

## 川口市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第 34 条の8第2項、第3項及び第4項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 74 号。以下「条例」という。)の例による。

### (事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)は、法第 34 条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法規則」という。)第 36 条の 32 の2各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類(図面を含む。以下同じ。)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届(川口市児童福祉法施行細則(平成 10 年規則第 40 号。以下「施行細則」という。)様式第 23 号)
- (2) 職員名簿(様式第1号)
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 事業者の役員名簿(様式第2号)
- (5) 定款その他の基本約款
- (6) 運営規程
- (7) 施設に関する平面図等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

### (事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第 34 条の8第3項に基づき、変更後 1 ヶ月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届(施行細則様式第 24 号)その他の書類により、市長に届け出なければならない。

(事業廃止及び休止の届出)

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第 34 条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第 36 条の 32 の3各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(施行細則様式第 25 号)その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(基準の遵守及び報告)

第6条 事業者は、法第 34 条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が発生した場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書(様式第3号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、事業者は、事業所の管理下において、死亡事故又は治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」(平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号ほか)に従い市長に報告しなければならない。

(調査及び立入調査等)

第7条 市長は、法第 34 条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第 34 条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、事業者に対し、必要な行政指導を行うことができる。

3 市長は、法第 34 条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、川口市行政手続条例(平成 11 年条例第8号)に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

4 本条に規定する業務を行う職員は、川口市職員服務規則(昭和 38 年規則第 13 号)第 7条に規定する身分証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日より適用する。